

お お た け い さ つ し ょ
太田警察署からののお知らせ



上州くん みやまちゃん

お もの ひろ
落とし物をしたとき、落とし物を拾ったとき

お もの
落とし物をしたとき

お もの ちか けいさつしよ こうばん ちゅうざいしよ い し
落とし物をしたときは、近くの警察署や交番、駐在所に行って、知らせてください。

でんわ し たいおう
電話で知らせることもできます。(日本語での対応)

●電車やバスの中、お店の中で落とし物をしたときは、警察より先に駅の人、バス会社の人、お店の人に聞いてください。

●クレジットカード、キャッシュカード、携帯電話をなくしたときは、悪いことに使われないように、カードの会社、銀行、携帯電話の会社に、なくしたことを早く連絡してください。

●飼っている犬や猫がいなくなったときは、先に保健所に知らせてください。



そのあとで、警察にも知らせてください。

犬を飼うときは、必ず狂犬病の注射をして、市役所に前もって知らせてください。

●運転免許証をなくしたときは、まず落とし物の届出をしてください。

そのあと、太田交通安全協会か、群馬県総合交通センターで免許証の再発行の手続きをしてください。※手続きは平日のみできます。

お もの ひろ
落とし物を拾ったとき

お もの ひろ ばしよ とどけて
落とし物を拾った場所によって、届出のしかたがちがいます。

1. 道(路上)で拾ったとき

持ち主に直接返すか、近くの警察署や交番、駐在所に届けてください。

拾ってから7日以内に届けると、持ち主が見つかったとき、お礼(謝礼)をもらえる権利があります。

持ち主が見つからなかったときは、拾った人が新しい持ち主になります。



2. 電車の中、駅、お店の中で拾ったとき

24時間以内に、駅の人やお店の人に届けてください。

この場合も、持ち主が見つかったとき、お礼(謝礼)をもらえる権利があります。

持ち主が見つからなかったときは、拾った人が新しい持ち主になります。

届出は24時間でできます(※駐在所ではできません)。



お もの み けいさつ とど じぶん はんざい わる
落とし物を見つけて、警察に届けなくて、自分のものになると、犯罪(悪いこと)になります。

お もの ひろ わ おおたけいさつしよ そうだん
落とし物を拾ったときや、分からないことがあるときは、太田警察署に相談してください。



